

大口町告示第131号

大口町健康推進活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町健康推進活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町健康推進活動交付金交付要綱（平成10年大口町告示第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「兼請求書」を削り、同条第2項中「通知し、交付金を交付」を「通知」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 交付決定の通知を受けた代表推進委員は、健康推進活動交付金請求書（様式第3）を町長に提出するものとする。
- 4 町長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは速やかに、概算払いにより交付金を支払うものとする。

第7条中「様式第3」を「様式第4」に改める。

第8条中「様式第4」を「様式第5」に改める。

第9条中「様式第5」を「様式第6」に改める。

第10条中「様式第6」を「様式第7」に改める。

様式第1を次のように改める。

様式第 1 （第 4 条関係）

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員

健康推進活動交付金交付申請書

大口町健康推進活動金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円
(内訳：100 円× 世帯)

※世帯数は、申請年度の 4 月 1 日現在で、住民基本台帳に記録されている世帯数。（寮世帯を除く）

様式第 6 を様式第 7 とし、様式第 3 から様式第 5 までは 1 様式ずつ繰り下げ、様式第 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員

健康推進活動交付金請求書

年 月 日付 第 号で決定した額について、大口町健康推進活動金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付金を請求します。なお、交付金については、下記の振込先に振込いただきますようお願いいたします。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行	本 店
	信用金庫	支 店
	農 協	出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町健康推進活動交付金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(交付の決定等) 第4条 代表推進員は、当該年度4月末日までに、健康推進活動交付金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、町長に申請しなければならない。 2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該年度5月末日までに交付金の額を決定し、健康推進活動交付金交付決定通知書（様式第2）により代表推進員に<u>通知</u>するものとする。 3 <u>交付決定の通知を受けた代表推進委員は、健康推進活動交付金請求書（様式第3）を町長に提出するものとする。</u> 4 <u>町長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは速やかに、概算払いにより交付金を支払うものとする。</u> (実績報告) 第7条 代表推進員は、健康推進活動事業を完了したときは、当該年度の3月31日までに健康推進活動交付金実績報告書（様式第4。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。 (交付金の確定通知) 第8条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、健康推進活動交付金確定通知書（様式第5。以下「確定通知書」という。）により当該代表推進員に通知するものとする。 (交付金の精算) 第9条 代表推進員は、確定通知書を受けたときは、町長に対し健康推進活動交付金精算書（様式第6）を提出し、速やかに精算するも	(交付の決定等) 第4条 代表推進員は、当該年度4月末日までに、健康推進活動交付金交付申請書<u>兼請求書</u>（様式第1。以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、町長に申請しなければならない。 2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該年度5月末日までに交付金の額を決定し、健康推進活動交付金交付決定通知書（様式第2）により代表推進員に<u>通知し、交付金を交付</u>するものとする。 (実績報告) 第7条 代表推進員は、健康推進活動事業を完了したときは、当該年度の3月31日までに健康推進活動交付金実績報告書（<u>様式第3</u>。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。 (交付金の確定通知) 第8条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、健康推進活動交付金確定通知書（<u>様式第4</u>。以下「確定通知書」という。）により当該代表推進員に通知するものとする。 (交付金の精算) 第9条 代表推進員は、確定通知書を受けたときは、町長に対し健康推進活動交付金精算書（<u>様式第5</u>）を提出し、速やかに精算するも

新	旧
のとする。 (交付金の交付決定取消又は返還) 第10条 町長は、代表推進員に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、健康推進活動交付金交付決定の取消・交付金返還通知書(様式第7)により、交付金の交付を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。 (1)・(2) 略 様式第1 【別記】 様式第3 【別記】 様式第4 【別記】 様式第5 【別記】 様式第6 【別記】 様式第7 【別記】	のとする。 (交付金の交付決定取消又は返還) 第10条 町長は、代表推進員に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、健康推進活動交付金交付決定の取消・交付金返還通知書(様式第6)により、交付金の交付を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。 (1)・(2) 略 様式第1 【別記】 様式第3 【別記】 様式第4 【別記】 様式第5 【別記】 様式第6 【別記】